

前回マニュアル案からの主な構成変更箇所及び追加修正事項等

目 次		主な追加・修正事項 (灰色部は新規追加箇所)
◎はじめに		
救助業務の高度化等分科会での検討対象等		
		○追加・修正事項なし
第1編 消防本部の通信指令部署及び消防対策本部の体制		
		○追加修正事項なし
第2編 化学災害又は生物災害発生時の初動活動⇒(新設)(資料3)		
		○ 化学災害又は生物災害の疑いがある災害が発生し、災害の種別が特定できない場合の初動時の活動を、現行「化学災害」、「生物災害」の該当部分を統合して新設 ○ 災害種別不明時のゾーン設定の距離等の目安を設定 ○ レベル別防護措置において必要な装備を「必須装備」及び「選択装備」に区分して設定
第2 3編 化学災害(資料4)		
第1章	化学災害	○追加・修正事項なし
第2章	化学テロ	○追加・修正事項なし
第3章	サリン事件等を契機とするこれまでの対応	○追加・修正事項なし
第4章	化学剤	○「主な化学剤の性質」表中、「救急隊による患者搬送時の主な処置」を追加
第5章	区域(ゾーン)	○統合移動 第3編「生物災害」第3章「区域(ゾーン)」・第4章「生物剤への防護」中の初動時の共通活動部分と統合し、新設した第2編「化学災害又は生物災害発生時の初動活動」中の第2章「区域(ゾーン)」及び第3章「化学剤・生物剤への防護」に移動
第6章	化学剤への防護	
第7 5章	化学テロ災害の消防活動	<ol style="list-style-type: none"> ① 全般 原因物質推定前の初動時の活動を抽出し、第2編に移動。 ② 「第1節 原因物質の推定前後のレベル別活動隊の活動」を「化学災害の消防活動」に変更 ・ 災害種別が化学災害と判断することが可能な災害において、原因となった化学物質推定後の活動内容のみを記載。 ・ 検知器具を持たないレベルA隊の活動内容見直し ③ 「第2節 レベル別活動隊の主な活動」 ・ 検知器具を持たないレベルA隊の活動内容見直し ③ 「第3節 消防活動の優先順位」 ・ 第2編に移動 ④ 「第4節 出動から現場到着までの留意点」 ・ 第2編に移動 ⑤ 「第5節 ホットゾーンでの活動」 ・ ゾーン設定距離等は、あくまで目安であることを追加記述 ・ 救出活動の望ましい活動標準人数について、例外についてただし書きを追加記述 ⑥ 「第6節 ウォームゾーンでの活動」 ・ 「1次トリアージポスト」の名称を「曝露者集合場所」に変更 ・ 1次トリアージはSTART法は行わない旨を追加 ・ 除染方法の決定も行う旨を追加 ・ 「30秒以内」の記述を「可能な限り速やかに」に変更 ・ トリアージタグは使用しない旨を追加 ⑦ 「第7節 コールドゾーンでの活動」 ・ 「第8節 救急隊の活動」の内容を整理し、区分 ⑧ 「第8節 救急隊の活動」 ・ 2次トリアージ活動部分を「第6節 コールドゾーンでの活動」に移動
第8章	再先着隊がレベルD隊であった場合の活動	第2編に移動

第3 4編 生物災害(資料5)

第1章	生物災害	○ 生物災害の範囲、定義を追加
第1 2章	生物災害及びテロ災害	○ 生物災害全体の中から生物テロを区分し定義を記述
第3章	衛生管理部局との事前調整	○ 生物災害の所管、衛生管理部局との事前協議、調整について記術
第2 4章	生物剤	○追加・修正事項なし
第3章	区域(ゾーン)	○統合移動 第3編「化学災害」第5章「区域(ゾーン)」・第6章「化学剤への防護」中の初動時の共通活動部分と統合し、新設した第2編「化学災害又は生物災害発生時の初動活動」中の第2章「区域(ゾーン)」及び第3章「化学剤・生物剤への防護」に移動
第4章	生物剤への防護	
第5章	生物災害の消防活動テロ災害時の消防活動	① 主眼 原因物質推定前の初動時の活動を抽出し、第2編に移動。 ② 「第1節 活動隊の活動範囲」 ・ 「1次トリアージポスト」の名称を「曝露者集合点」に変更 ③ 「第2節 レベル別活動隊の主な活動」 ・ 災害種別が生物災害と判断することが可能な災害において、原因となった生物剤推定後の活動内容のみを記載。 ・ レベルC活動隊がホットゾーンでも活動できる旨追加記載 ④ 「第3節 ホットゾーンでの活動」 ・ 具体的距離を目安として設定 ・ 消防本部が主体となって行う建物封鎖活動を行う記述を削除。 ・ 生物剤視認時の拡散防止活動部分を削除 ・ 「隔離」を削除 ⑤ 「第6節 ウォームゾーンでの活動」 ・ 1次トリアージ方法を整理。トリアージタグの未使用、START法の未使用等の記述を追加 ⑥ 「第7節 コールドゾーンの活動」 ・ 曝露者への広報内容の変更 ・ 2次トリアージの内容を整理。 ⑦ 「第8節 追跡調査」 ・ 消防が主体的に実施する事項ではないため削除(他機関の協力要請があれば協力)
第6章	各関係機関との連携	

第4 5編 化学災害又は生物災害時の除染活動⇒(構成を整理・変更)(資料6-1,6-2)

第1章	除染	・定義 ・フローチャートは除染の内容説明の後ろに移動
第2章	除染の分類	・乾的除染と水除染に分類 ・除染の対象を「ホットゾーンにいた人」、「ウォームゾーンにいた人で曝露した可能性のある人」、「進入隊員」などとして定義 ・除染対象者にマスク着用を義務づけ。 ・除染の詳細な内容を追加記述
第3章	化学・生物災害時の除染活動(フローチャート)	・除染所までの距離の遠近による乾的除染の実施要否記述を削除 ・除染所運営要領を追加 ・暖房措置の追加 ・環境除染の定義を追加 ・汚水処理要領を追加
第4章	専用の資機材がない場合の除染	・搬送前の除染実施の必要性を追加
第5章	合理的な除染活動の流れ	○追加・修正事項なし
第6章	除染剤の種類	・除染剤の種類別に製作方法等を追加

第6編 化学災害又は生物災害時における体調管理等⇒(新設)(資料7)

第1章	化学災害又は生物災害時における体調管理	
第2章	化学災害又は生物災害に携わった消防職員のケア	

第5 7編 生物・化学テロ災害時における消防機関の活動確認帳⇒第1～6編確定後に内容修正

	化学テロ災害時の確認事項	
--	--------------	--

	生物テロ災害(建物内で粉等の確認)時の確認事項	「緊急時応急措置指針(Emergency Response Guidebook)」等を参考に記述
	生物テロ災害(天然痘テロ発症者の対処)	
参考資料(追加)		
1	緊急時応急措置指針 (資料8)	・指針の使用方法を追加記載。2010年版を翻訳。
2	NBCテロ対処現地関係機関連携モデル	
3	生物テロ災害天然痘の発症者(疑い含む。)の対処	現マニュアルの「第3編 生物テロ災害天然痘の発症者(疑い含む。)の対処」を移動
4	生物剤と判断された粉等の対処	現マニュアルの「第2編 生物テロ災害(粉等)」の該当部分を修正・移動
5	NBC災害活動時の合図要領 (資料9)	防護服着用時の合図について資料を添付
6	関係機関URL	